

## 指定都市の「平成 30 年度国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」について

### (1) 「国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」とは

「国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」とは、大都市行政を推進する上で、国の理解・協力を得なければならない指定都市共通の事項についての提案書です。

政府予算案への反映に向けて、関係府省及び政党に対し、各指定都市市長及び議長による要請行動を実施しています。

### (2) 平成 30 年度白本 (平成 29 年度作成分) の進め方について

今年度の白本のとりまとめ幹事市は、京都市です。

1 月～ 4 月	提案事項等の調整 (原局局長会議に依頼し、提案事項候補案が提出される)
6 月 1 日	提案事項・提案書案等の協議・全体調整 (各指定都市の企画・財政担当課長合同会議)
<b>6 月 7 日</b>	<b>大都市行財政制度特別委員会へ報告 (今年度の白本の提案事項 (案) 等について)</b>
6 月 19 日	提案事項・提案書案等の協議・全体調整 (各指定都市の企画・財政担当局長合同会議)
7 月上旬	提案書の確定 (各指定都市市長・議長決裁)
7 月中旬 ～ 8 月上旬	各指定都市市長・議長による要請活動

### (3) 提案事項 (案)

- 税財政・大都市制度に関する提案事項 : 5 項目
- 個別行政分野に関する提案事項 : 10 項目

※各提案事項 (案) の概要は、裏面のとおり

【提案事項（案）の概要】

	提案事項	提案内容
税財政・大都市制度関係	1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高める。
	2 大都市税源の拡充強化	大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行う。
	3 国庫補助負担金の改革	国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲する。
	4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	地方交付税総額の必要額を確保する。臨時財政対策債は廃止し、地方の財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げによって対応する。
	5 多様な大都市制度の早期実現	従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図る。
個別行政分野関係	6 児童福祉施策の拡充	待機児童対策をはじめ、子ども・子育て支援新制度の充実、子育て家庭の経済的負担の軽減、児童虐待防止対策や社会的養護の充実、子どもの貧困対策の推進のため財政措置の拡充など必要な措置を講ずる。
	7 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立	国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現する。
	8 インフラ施設の長寿命化対策	計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の維持管理を前提とした長寿命化計画などに基づく戦略的な維持管理・更新等への重点的な財政支援を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発・支援・情報提供に努める。
	9 教職員定数の充実改善	少人数学級をはじめとする少人数指導など、きめ細かな教育活動の実現に向けた義務標準法の改正による定数改善を実施し、次期学習指導要領への対応をはじめとする新たな教育課題や地域の実情に応じた教職員配置を可能とする定数措置を図る。
	10 介護保険制度の円滑な実施	介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度改正や介護報酬の改定等を行う。
	11 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置	生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずる。
	12 訪日旅行の需要拡大及びMICE受入れのための環境整備	訪日旅行やMICE誘致による経済効果の拡大を図るため、訪日外国人の受入環境の整備及びインバウンドを促進する取組、地域の特性に即したMICE誘致が円滑に推進できるよう、引き続き十分な予算の確保と支援の拡充を図る。
	13 難病法の大都市特例施行に伴う適切かつ確実な財政措置	特定医療費の支給に要する費用について、特定医療費に加え、人件費や電算システムの運用経費などの事務費についても国庫負担の対象とする。また、療養生活環境整備事業の実施に係る費用などについては実態と乖離がないよう積算し、必要な措置を講ずる。
	14 正規雇用及び長期的な雇用拡大につながる雇用施策の推進	国と地方が一体となった働き方改革の推進を図るため、非正規雇用の処遇改善など正規雇用及び長期的な雇用を実現するための制度を確立するとともに、地方公共団体において、各地域の実情に応じ、正規雇用及び長期的な雇用拡大に向け実施する雇用施策について財政措置も含めて積極的に支援する。
	15 義務教育施設等の整備促進	学校施設の計画的な整備促進のために必要な財政措置を講ずるとともに、防災機能強化や老朽化対策等のための制度の充実を図る。

<参考資料：平成30年度国の施策及び予算に関する提案(案)>



平成 29 年 6 月 1 日 開催  
指定都市企画・財政担当課長合同会議  
配付資料（抜粋）

平成 30 年度

国の施策及び予算に関する提案（案）

平成 29 年 7 月

指定都市

## 目 次

・ 提案事項	1
<税財政・大都市制度関係>	1
<個別行政分野関係>	2
・ 提案事項詳細説明	4
<税財政・大都市制度関係>	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	5
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
2 大都市税源の拡充強化	6
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
3 国庫補助負担金の改革	7
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	8
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
5 多様な大都市制度の早期実現	9
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
<個別行政分野関係>	
6 児童福祉施策の拡充	10
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・厚生労働省】	
7 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立	11
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
8 インフラ施設の長寿命化対策	12
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省・国土交通省】	
9 教職員定数の充実改善	13
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】	
10 介護保険制度の円滑な実施	14
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
11 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置	15
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
12 訪日旅行の需要拡大及びMICE受入れのための環境整備	16
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・国土交通省】	
13 難病法の大都市特例施行に伴う適切かつ確実な財政措置	17
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
14 正規雇用及び長期的な雇用拡大につなげる雇用施策の推進	18
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
15 義務教育施設等の整備促進	19
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】	

## 国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し税制上十分な措置がなされていないことなどに加えて、地方法人税の影響により、都市税源の確保は更に厳しい状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらには、熊本地震等大規模災害からの復旧・復興の取組のほか、防災・減災対策の一層の推進に多額の費用が見込まれるなど、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

指定都市は、このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の再生と地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。また、少子・高齢化対策、都市の活性化、社会資本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そこで、指定都市は、国から地方への税源移譲・権限移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、平成30年度国家予算編成に当たり以下のとおり提案します。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

平成29年7月

指定都市市長会

指定都市議長会

P

## [提案事項<税財政・大都市制度関係>]

### 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

### 2 大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

### 3 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

### 4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。

地方交付税総額については、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

### 5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

## [提案事項<個別行政分野関係>]

### 6 児童福祉施策の拡充

待機児童対策をはじめ、子ども・子育て支援新制度の充実、子育て家庭の経済的負担の軽減、児童虐待防止対策や社会的養護の充実、子どもの貧困対策の推進のため、財政措置の拡充など必要な措置を講ずること。

### 7 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すること。

また、一本化が実現するまでの間は、今般の医療保険制度改革にとどまらず、更なる公費の追加など国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止すること。

なお、医療保険制度改革に当たっては、指定都市とも十分な協議を行った上で制度設計すること。

### 8 インフラ施設の長寿命化対策

国民の生命と暮らしを守るためには、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の維持管理を前提とした長寿命化計画などに基づく戦略的な維持管理・更新等への重点的な財政支援を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発・支援・情報提供に努めること。

### 9 教職員定数の充実改善

少人数学級をはじめとする少人数指導など、きめ細かな教育活動の実現に向けた義務標準法の改正による定数改善を実施すること。

また、次期学習指導要領への対応をはじめとする新たな教育課題や地域の実情に応じた教職員配置を可能とする定数措置を図ること。

### 10 介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度改正や介護報酬の改定等を行うこと。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業については、全ての市町村が円滑に運営できるよう必要な支援を行うとともに、地域支援事業について、地域の実情に応じた多様なサービスが提供できるよう必要な財政措置を講ずること。

また、給付費の増大に伴い介護保険料が上昇しており、低所得者を中心に保険料や利用料の負担が重くなっていることから、更なる負担軽減策を実施すること。

さらに、介護従事者の確保に必要な対策を引き続き講ずるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて指定都市が主体的に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金に指定都市への配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずること。

## 11 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置

生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、医師が後発医薬品の使用を可能と判断した場合の後発医薬品の原則使用義務化、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担等の更なる医療扶助の適正化、返還金等の保護費からの調整や破産法との整理、就労インセンティブの向上等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずること。

また、ホームレスの自立支援などの施策を含む生活困窮者自立支援制度においても、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、制度改正を行うとともに、十分な財政措置を講ずること。

## 12 訪日旅行の需要拡大及びMICE受入れのための環境整備

訪日旅行やMICE誘致による経済効果の拡大を図るため、訪日外国人の受入環境の整備及びインバウンドを促進する取組はもとより、国際会議場や展示場の整備促進、ユニークベニューへのインセンティブの拡充、規制緩和等、地域の特性に即したMICE誘致が円滑に推進できるよう、引き続き十分な予算の確保と支援の拡充を図ること。

## 13 難病法の大都市特例施行に伴う適切かつ確実な財政措置

難病法における大都市特例の施行に当たっては、指定都市が支弁することとなる特定医療費の支給に要する費用について、特定医療費に加え、人件費や電算システムの運用経費などの事務費についても国庫負担の対象とすること。また、療養生活環境整備事業の実施に係る費用などについては実態と乖離がないよう積算し、必要な措置を講ずること。さらに、指定都市に新たに生ずる負担について、道府県から税財源を移譲するなど国の責任において適切かつ確実な財政措置を講ずること。

## 14 正規雇用及び長期的な雇用拡大につなげる雇用施策の推進

国と地方が一体となった働き方改革の推進を図るため、非正規雇用の処遇改善など正規雇用及び長期的な雇用を実現するための制度を確立するとともに、地方公共団体において、各地域の実情に応じ、正規雇用及び長期的な雇用拡大に向け実施する雇用施策について財政措置も含めて積極的に支援すること。

なお、支援に当たっては、指定都市の意見を十分に反映し、地方公共団体の準備期間を確保した上で、安定的かつ弾力的に運用できる内容とすること。

## 15 義務教育施設等の整備促進

学校施設の計画的な整備促進のために必要な財政措置を講ずるとともに、防災機能強化や老朽化対策等のための制度の充実を図ること。